

第 1 回本人確認情報保護審議会議事録 (2002.12.4)

出席委員

櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、不破委員、吉田委員

県出席者

田中知事、山本市町村課長、松林情報政策課長 ほか

(司会)

ただいまから、第 1 回「長野県本人確認情報保護審議会」を開会します。

最初に、当審議会に委員として参加いただく皆様に知事から委嘱状をお渡しいたします。

委嘱状の交付

(司会)

続いて田中知事からあいさつを申し上げます。

(田中知事)

ただいま、6 名の方々に委嘱状をお渡しして、これから長野県本人確認情報保護審議会を開催することになりまして、本日大変お忙しいところをお集まりいただきまして感謝申し上げます。ご存知のように本年 8 月 5 日に改正住民基本台帳法というものが施行されまして、この中において住民基本台帳ネットワークシステムというものがスタートしました。国という機関・組織と長野県内 120 市町村（北海道に続いて 2 番目に多く、全国 4 番目の広さですが）このちょうど中間にあります長野県として本人確認情報保護審議会を開くものであります。

これは、様々な意見が改正住民基本台帳法・住基ネットに関し出される中で、県内各市町村・市町村議会の中でも様々な議論がなされる中で施行されているものです。これは条例に基づいて設置される審議会です。そして、冒頭でもありましたが、長野県は国と市町村のネットワークの中間にあり、それを運用し又は管理するところです。こうした長野県が市町村民で構成される市町村と国の間の場所としてどのように個人情報保護するか、他方では情報公開あるいは住民参加あるいは住民への説明責任というものがあわけですが、この中において広く根源的な問題も含めて、県と市町村の信頼関係、市町村民と県の信頼関係を確保し続ける上で、私たちは税金を頂いて、公僕として事業を行なう者としていかなる点に取り組むかに関しても、様々な分野に造詣が深い皆様においていただきまして、この中で是非積極的に県民益（これは県民一人一人によって良い意味での幸という意

味です。)・公共益(政官業・学者・報道といった現状維持だけのメンバーではだめで、公共とは一人一人の自立した市民の集合体であって、その公共のあるべき姿を営んでいるのが皆様から給料をいただいている我々であるという意味です。)の観点で、是非長野県民の個人としての尊厳や権利・情報保護という点で今後活発な議論をしていただきたいと思います。

またここから、県民益と同時に長野モデル、何かモデルをつくるために何かをするというのではなく、公共の目指すべき姿を具体化していった、私たちの目指すべきものが全国の方にいい意味で理解されていくことが、結果として長野モデルになるということです。この県民益・長野モデルはもともとそこにあるというのではなく、議論の中で、又議論を踏まえて、私たちが実行に移すことで生まれてくるものです。情報・個人・保護という言葉は具体的でありながら漠然としたものですが、そうしたものが市民にとってより安心できる社会のものであるといった観点からご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

本日は第1回目の審議会ですので、大変恐縮ですが委員の皆様より自己紹介をお願いします。お手元にお配りしてあります名簿の順番に従いまして、櫻井委員から順番にお願いします。

(櫻井委員)

櫻井よしこでございます。長野県のこのような審議会に参加させていただくことを大変光栄に思っております。情報社会と言われながら、私たちは、個人の情報がどのような形で集められ、利用され、活用され、時には悪用されるかという、様々な心配に直面しています。コンピューター社会で、コンピューターと番号・情報の集中化そして効率的処理というものは避けることができない課題でございます。

私たちは21世紀を乗り切るために、いかに賢くこのような課題に取り組んでいくかということを考えなければならないのであって、わたしはその見地から、長野県での情報の取り扱い方・個人情報の守り方、県レベルだけでなく市町村レベルでそれがどのように行なわれているのか、また行なわれるべきなのか、そしてそれからさらに長野県のネットワークがつながっている全国のネットワークに視野を広げて考えていきたいと思っております。微力ではございますが、地元の皆様と協力して、地元の事情も教えてもらいながら勉強させていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

(佐藤委員)

長野県共同電算ネットワークの佐藤でございます。昨年の12月から今年の10月まで、県の地域情報ネットワーク研究会の委員をやっておりまして、県の情報化をどのように進

めればいいのか、ネットワーク整備の問題についての研究会がありまして、その委員を務めさせていただいた関係上、今回引き続きこのような審議会の委員に、地元の通信事業者の代表として参加させていただくことになりました。

私の会社はJ A長野県グループのオンラインをやっている情報センターであって、そこにJ Aのオンラインで様々なデータが入ってきています。顧客数でいいますと、200万程の個人情報の管理をしている会社です。また一方、地域の情報化として、インターネットプロバイダーとしての事業と一緒にやっており、そこには数万人の方のユーザーの個人情報をお預かりしている立場でもあります。私たちは自分の会社で個人情報・ネットワーク・セキュリティを日頃から重要課題として取り組んでいます。そういう内容を少しでも今回の県の住基ネットのセキュリティ対策に活かし、お役に立てれば幸いと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

(清水委員)

弁護士の清水です。私は日本弁護士連合会の情報問題対策委員会の副委員長をやっています。その委員会では、情報公開と個人情報保護の法制について主に議論し、意見を国会に提出などしています。住基ネットの問題についても、今回の法案が国会に提出されたときから議論をしてきましたが、あまりにも世間で相手にされませんでした。

しかし、この法律の施行直前・施行以降、この問題が多くの人たちに知られるようになり、自治体でも様々な問題を抱えているということをも日本弁護士連合会の自治体アンケートを全国3,247自治体に対し、3回ほどやりまして、それぞれが非常に頭を抱えている問題が多くあるということを知ることになりました。

従って、法律はできましたが自治体が多くの問題を抱えているとすれば、それは日本弁護士連合会として、法律家としてやらなければならない問題で、できるだけことはしなくてはならないということに取り組んでいます。個人としてもこの問題には、全国どこへでも協力するというで臨んでいます。コンピューターの専門については吉田さんに来ていただいています。私も吉田さんや他の方々から勉強させていただいています。

法律家としては、今回地方自治の問題としてもこの問題に関心を持っています。昨年の4月から地方自治法が根本的に改正され、地方分権・自主決定権というものが非常に重視されるという風に考え方が変わってきています。その中で法定受託事務と自治事務という風に仕事は二分され、住基ネットというのは自治事務に属しているものです。自治事務としてとらえた場合、単にこれは国に言われているからやるというのではなくて、主体的に県なり市町村がどのように取り組んでいくかという風に、主体性をもって考えていかなくてはならないことだと思っており、そういった観点からできるだけのご協力をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(中澤委員)

上伊那広域連合の中澤と申します。私は市町村職員の代表として、ひとつは住基ネットシステム整備検討部会の委員をしているという関係で今回委嘱されたと考えております。上伊那広域連合というのは、長野県南部上伊那地方、2市4町4ヶ村の情報処理を担当しているところです。そういう意味で住基ネットについても10市町村のサーバー管理運営をしています。一方では、10市町村の方々のデータを守るという立場でもあるわけで、そういう中で、皆様の意見を聞く中でいろいろと勉強させていただきたいという気持ちもあって参加させていただいております。よろしく申し上げます。

(不破委員)

信州大学の不破でございます。佐藤さん同様昨年からは長野県の地域情報ネットワーク研究会の委員をやらせていただいた関係で、今回ここに参加させていただいていると考えております。大学ではネットワーク・インターネット上でのセキュリティの研究をしておりますので、その面で何かお役に立てることはないか、又皆様からいろいろと教えていただいて、長野県民の方が安心して暮らせる社会づくりに少しでもお役に立てるのでは、ということに参加しています。どうぞよろしく申し上げます。

(吉田委員)

吉田柳太郎でございます。私は学校を卒業しましてすぐに、ある地方銀行の銀行員になりまして、あるオンラインシステムの開発の時にコンピュータープログラマーをしました。その時に名寄せ番号というのを使いまして、銀行の中にあるお客様の管理の仕方、個人情報の扱い方というのも垣間見まして、これはいろいろと問題があるなと認識していました。そうこうしているうちにインターネットが一般的に普及していきましたので、私はこのインターネットの世界に大変興味をもってこの世界に移り、その中でインターネット上でのプライバシー・インターネットセキュリティという分野に関ってきました。現場の人間です。いろいろ皆様と勉強させていただく中で、現場の情報が活用されればと思っております。どうぞ、よろしく申し上げます。

(司会)

ありがとうございます。それでは審議に入ります前にここで本日出席しています県側の職員を紹介したいと思います。

(山本市町村課長)

市町村課長の山本高明と申します。住民基本台帳法の関係、住民基本台帳ネットワークの事務を担当しております。どうぞよろしく申し上げます。

(松林情報政策課長)

長野県企画局情報政策課長の松林憲治と申します。先ほどの不破委員さん、佐藤委員さんと一緒に長野県の情報ネットワークの研究会に事務局としてお手伝いさせていただきました。よろしくお願いいたします。

(清水課長補佐兼情報企画係長)

同じく情報政策課の清水深と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは審議会に入ります前に、本審議会の会長及び会長代理の選任を行いたいと思います。なお、以後の撮影については、会議事項に入ってまいりますので、事務局席より後ろの所定の位置において撮影をお願いします。それでは、住民基本台帳法に基づく、本人確認情報の保護に関する条例第7条第1項の規定により、本審議会に会長を置き、委員の互選により選任することとされております。会長の選任について、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

(中澤委員)

先ほどから話を聞いている中で、地域情報ネットワーク研究会の座長を務められ、そして、不破先生は長野市にご在住ということで、この会議を進める上で事務局との連絡調整をとりやすい不破先生を推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(司会)

ただいま、中澤委員より、不破先生を会長にお願いしたいとの発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(司会)

ご異議がございませんようですので、不破委員に会長をお願いすることに決定いたしました。不破委員には、お手数ですが、会長席におつきいただき、先ほど自己紹介をしていただきましたが、一言ごあいさつをお願いします。

(不破会長)

信州大学の不破でございます。一言だけごあいさつさせていただきます。私ども県の審議会の委員、そして田中知事を始めとする県の組織の方々が何のために存在しているのかという存在意義の一つとして、県に居住されている方が安心して暮らせる社会を作って

いくということが重大な使命としてあるのではないかと考えております。この審議会では個人情報をごどのように保護していくか、それがどのように運営されていくのかにつきまして、いろいろ審議しまして、県民の方が長野県にいてよかった、安心だと思っただけのような社会を作っていくことに関し重大な責任があると思っております。委員の皆様のお力を借りてこの重大な使命を是非全うしたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございました。次に会長代理の選任をお願いします。会長代理につきましては、あらかじめ条例第7条第3項の規定により、会長が指名することとされております。それでは、不破会長より指名をお願いします。

(不破会長)

同じ長野市におります佐藤委員に是非お願いしたいと思っております。

(司会)

ただいま、会長より、佐藤委員を会長代理にお願いしたいとのご指名がありました。佐藤委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(佐藤委員)

お引き受けいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、会長代理は佐藤委員にお願いいたします。なお、これ以降の議事につきましては、条例第8条第1項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

(議長)

それでは、これより私が議事を進行させていただきますのでよろしくお願い致します。時間もあまりありませんし、限られた時間の中ではありますが、実り多い審議ができますよう、皆様のご協力をお願いします。最初に、会議の公開・非公開等の取扱いについて決定したいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

(山本市町村課長)

市町村課長の山本でございます。それでは資料1をご覧ください。本日は第1回目の審議会でございますので、この審議会の概要を含めまして、公開・非公開の取扱いなどについて

てご説明したいと思います。始めに本審議会の所掌事項についてですが、法律・条例に基づいております。住民基本台帳ネットワークにおきます本人確認情報の保護について調査審議していただくというものでございます。もう少し具体的にいいますと、4つあり、1つ目については、法律によりまして審議会の権限に属せられた事項の調査審議をすることです。これは法律上ひとつだけでございます。2つ目は知事の諮問に応じた調査・審議について、その下に記載してあることでございます。3つ目は知事に対する建議です。4つ目は条例に基づくものでございますが、本人確認情報の保護について、知事が講じた措置などについて報告を聴取していただくものでございます。本日は本人確認情報保護に関する事項について審議をお願いしたいと思います。

次に2の組織についてですが、記載のとおりでございます。3の審議についてですが、合議体の審議会でございますので、仮に議決するような場合があれば、出席委員の過半数により決定ということになります。審議事項の公開についてですが、条例の規定によりましては原則公開、ただし本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められるときは非公開とする、ということが条例に書かれております。非公開にする時は、ご出席の委員の皆様で案件ごとにその都度決定していただくことが適切かと考えております。そして公開する場合には傍聴を認める、傍聴要領については資料1の2枚目でございます。1から3までは手続・遵守事項についてですが、4番目のその他についてですが条例等の規定によりまして審議会の会長が審議会の一部又は全部について非公開と決定した場合には、傍聴できないこととされております。以上でございます。

(議長)

ただいまの説明とおり、審議会は原則公開とし、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認め非公開とする場合はその都度皆さんにお諮りして決定することにしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

異議無し

(議長)

それではそのように致します。

次に審議事項1の「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の保護について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

なお、質問・意見等につきましては、一括して説明を受けたあとに、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局による、資料2の説明は省略してあります

(山本市町村課長)

説明は以上でございますが、お手元に住民基本台帳ネットワークシステム運用にあたっての課題(メモ)について1枚ものの資料をお渡してございます。制度全般におきまして様々な課題があるかと思いますが、私たちは法律に基づく制度としてこのシステムを運用してまいりまして、事務的に課題と思われることに関してメモさせていただきました。審議の参考になるかどうかわかりませんがご覧下さい。このメモに関し簡単に書かせていただいた中で、1点目としまして本人確認情報の提供状況の把握といった課題があるのではないかと考えています。他の県では、住民から自分の本人確認情報がいつどこに提供されたか、また、目的外に提供されていないか確認したいという要望があるようでございます。これにどのように対応していくのか、対応していくに際し、その提供状況を確認できるシステムの開発にあたりまして、新たな個人データベースを保有することになった場合、そのことの是非あるいは提供の方法・経費等について議論が必要ではないかと考えております。また、条例の原案を検討中に田中知事から指示があったことですが、県として本人確認情報を指定情報処理機関に送っていますが、提供者として県別・市町村別の情報提供状況を把握すべきではないかということがあります。

2番目は市町村との連携の問題です。市町村における課題、市町村からの提言に関し、どのようにお聞きして対応していくか、あるいは、来年8月に予定されています、二次稼働に向けてどのようなことをしていくかについて考えております。3点目ですが、本人確認情報の県としての利用といった課題があるかと思えます。情報の保護を図りつつ、住民の皆様の利便性向上に資するためにどのような事務に利用していくことがいいのか、この点については条例の制定が必要ですし、この審議会の中で条例制定についてご意見を伺うことになっていきますので、将来的な課題としてお願いしたいと思っております。以上申しあげましたが、議題1についての説明でございました。どうぞよろしくお願い致します。

(議長)

ありがとうございました。それではこれより各委員の方から、質問・意見を伺いたいと思えますし、今日は第1回目の審議会でございますので、各委員からいろいろな問題提起についてもいただきたいと思えます。これからは、自由討議とさせていただきますので、ご意見のある方はご自由にご発言をお願いします。

(清水委員)

レジュメを持ってきましたので、この中でいくつか指摘して話したいとおもいますが、これを各委員の方に配布をお願いします。

(議長)

その資料は傍聴の方、報道の方に公表してもよろしいものでしょうか。

(清水委員)

結構です。

(議長)

それでは事務局の方で取り計らいをお願いします。

(清水委員)

発言は資料がきてから行いたいと思います。

(議長)

それでは、資料が準備できるまでの間、他のご意見・ご質問をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(櫻井委員)

私は、東京にいるときは色々な地方自治体の方から個人情報の取扱い、住基ネット上での個人情報の取扱いについて質問を受ける立場になっていますが、長野県は住基ネットを稼働させるかどうかという一連の議論の中で、全国でも最も多くの市町村から慎重にしてほしいという、要望・意見が出た所だと記憶していますが、今回こちらの審議会の委員として参加させていただいている中で、県下の市町村に対し、県として何らかの調査を行っているのではないかと思います。その資料があれば参考にさせていただきたいなと思っています。また、そういう資料があれば、具体的に県下の個人情報の取扱いについて、またその他の問題について議論しやすくなるのかなと思います。

(議長)

今のお話は施行前に県内の多くの市町村から、県や国に対し不安を訴えた内容について教えてもらいたいということでしょうか。

(櫻井委員)

施行前に加えて、システム稼働後においても現実に、とまどいとか、何といたってはじめてのことですので、地方自治情報センターからの指示があるとしても、紙の上での指示と現場での状況というのはかなり差がありますので、このシステムを運用する上で今まで考えたこともないような疑問や質問が出るのは、ごく普通と考えます。そのことについて何かまとめたようなものがあれば、見せて頂きたいと思います。

(議長)

県の方ではそのような資料はありますか。

(山本市町村課長)

委員さんからの話にありましたように、施行前に市町村議会の延期の議決があったり、市町村長から意見書が国の方に提出されているのは事実でございます。ですが、それ以降については、私たちの把握する限り、細かい内容については担当から説明しますが、お聞きしていることはありません。また、市町村においてもそれぞれ事情・考えがあり議決していることと思います。現在、本県においては120全ての団体で、個人情報保護条例を制定しており、全国平均は65%と聞いていますが、本県は100%でございます。そして、先ほど説明しましたセキュリティ規程についてですが、118の市町村が制定済みでございます。あと2つの団体においても今月中には施行したいとのことでございますので、情報保護のセキュリティについては積極的に対応していただいているところです。細かい相談等の内容については担当からご説明します。

(市町村課吉澤企画員)

それでは若干補足説明させていただきます。質問にありました、施行前・施行後における市町村からのご意見等を正式文書で照会し、とりまとめたということは今のところございません。ただ、施行前から市町村においても初めてのシステムであるので、住民基本台帳を所管している部署、情報政策の部署の担当者から、いろいろな質問が県にありました。長野県の場合、戸籍や住民基本台帳の事務を担当している職員(市町村長もその会員ですが・・・)の集まりである、戸籍住民基本台帳事務協議会があります。そこでは年に1回全体会をやっているのを始めとして、月々1回法務局の管轄区、全県で10ヶ所ありますが、そこで月例の勉強会をやっておりまして、その場に県の担当が赴いて説明なり意見交換をお願いしますということがありますので、そこに適宜参加して、市町村長は来られませんが、担当の方の意見を聞くということはやってきています。その中で一番話があるのが、機械の操作が初めてなので、その部分をよく説明していただきたいということや、法律部分に係る質問、全体スケジュールを説明していただきたいという質問は適宜きています。県の方としても初めてですから、聞いていく中で不明な点については地方自治情報センターに照会したり、市町村の方と意見交換をしながら今日に至っているというのが今のところです。ですから、初めてなので全体のスケジュールが良く分からない、先がよく見えないので不安ですといった悩みが担当者レベルでは多かったかと私としては感じています。以上です。

(櫻井委員)

何故このような質問をしたのかと言うと、先ほど清水委員さんから指摘があり、地方自

治に関わることでありましたように、これはその地方自治体、自分たちが責任を持ってやるべき事務でございますので、本当にこれは住民のために役に立っているのか、役に立っているとすれば具体的にどのように役に立っているのか、又、そのことのために各市町村にどれくらいの予算が使われているのか、予算に比べて住民の皆様が受けるメリットが本当にバランスのとれたものなのか、それを各自治体が自分で判断しなくてはならないのです。また、判断すべき事務なのです。ですからその点を含めて各市町村の方々、首長、職員、できることなら住民の方たちがどういう風を感じているのか、それを知るための一つの手がかりとして、様々な問合せはございませんかという風に聞いた訳でございます。その点はおいおいこの委員会の中でもでてくるかと思いますが、私たちの国は住民のために税金を使って仕事をするという、民主主義の国ですので、本当にこれがシステムとして私たちが積極的に喜んで育てていくべきものか、そのためには私たちはどうすればいいのかということ念頭において議論していきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございます。市町村課からの話の中で気になりましたのは、市町村からの勉強会において、機械の操作が初めてなのでちょっと良く分からないというのは不安な話で、そういうところでセキュリティがうまく守れるのかというのはやや不安に思っています。先ほど、櫻井委員から指摘がありましたように、どのような意見が生の声として出ているのか、お調べいただけたら、又本審議会でご提示していただきたいと思っております。

それでは清水委員からの資料の用意ができましたので、清水委員の方からお話をお聞きしたいと思います。

(清水委員)

日弁連の方にはけっこう相談が来ていまして、勉強会も今年の2月から毎月1回行っています、10月には人権大会があって私たちはそちらの専従であり少し空いていしましたが、今月も1度勉強会をやりまして、東日本でおもに70~80人、自治体としては30~40の自治体が参加しています。それ以外に西の方でも是非開いてくれと言われていますが、これから大阪弁護士会・九州弁護士会の方で取り組もうという議論は、日弁連の委員会の方でやっています。これは本来は、国なり県がきちんと取り組むべき問題ではないかと思いません。確かに法律では市町村事務ではあるけれども、先ほどの県からの説明でもありましたが、初めてのことで県としても市町村としてもよくわからないといった部分があると思いますが、私たち日弁連としては、場所がら地方自治情報センターに直接行って話を聞くこともできますし、総務省とも話をしておりますし、また、吉田さんや他の専門的な方とも日常的に意見交換を行っていながら、なるべくニーズに答えるために単にこの仕組みが問題であるということではなくて、個々の質問に、なるべく答えようということで取り組んできています。

それから、自治体の不安については日弁連の方で3回ほど自治体アンケートを昨年12月・今年の6月そして今年の9月に行ないましたけれども、その中にもふんだんに出てきています。個々の質問には法律ができたのだから仕方がないという風に言いながら、最後の自由記載になると何でこういうものを、今、町や村がやらなければならないのかという、この制度については、市よりも町、町よりも村が非常に困惑しています。どうやったらいいのか、何のためにやるのか・住民にどうやって説明したらいいのか、費用は今後維持していったらいいのかどうかという不安がたくさん出ています。

そして、まず間違いなく長野県内の多くの町村でも同じような問題を抱えていると思いますので、是非具体的に吸い上げてもらって、個々の町村でばらばらで考えていても解決する問題ではありませんし、今回出していただいた県の資料を見ましても、県のところでどうするかという資料が出されていて、確かに自分自身のところがしっかりしなくてはならないということもありますけれど、それならこのネットワークについて県のところだけがしっかりすれば問題が解決するかといってもそういう問題ではないはずで。

長野県だけを考えたとしても、県内の市町村が問題意識をきちんと持ってきちんと対応できるという体制も作らなければならないわけですから、そのコストのことも考えなくてはならないし、そうしますと役所としての長野県庁がどのように対応するかということと併せて、現在の市町村がどのような問題を抱えているのか、それはどういう風に克服していいのかどうかということを見据えてやっていかないとですね、長野県庁だけはがんばっていますよ、というようなことではコンピューターネットワークシステムとしては、非常に意味のないことになりかねないので、是非県内の市町村の実情については詳しく調べていただきたいと思えますし、場合によってはその調査に我々も参加させていただきたいという風に思えます。

今回、レジュメを用意させていただきましたが、ざっと作ったので細かくみると事務局の方々から見ると何か抜けてるとということもあるかと思いますが、ここの審議会は県ですから都道府県の事務・県の権限・県の責任・県に対する権利・県の審議会などのことを指摘してありますけれど、この県の事務の中で資料1ページの2-1のところ、・のところが変わりと重要ではないかと、これは住民基本台帳法第30条の7の9項と10項になる訳ですけれども、市町村相互間における必要な連絡調整、それから市町村長に対し必要な協力をするという点、ここをどこまで実質化するかだろうと思えます。

住基ネットの法律の仕組みをみると、県というのはほとんど中二階的で、しかもほとんど存在価値のないような位置付けになっております。地方自治情報センターにほとんど仕事を丸投げ出来ることになっていて、なおかつ実際にすべての都道府県が地方自治情報センターに主な仕事を預けておりますので実質的な仕事とすれば、30条の7の9項と10項、これは委託されていない仕事ですのでこの部分はきちんとやらなければいけないでしょうし、地方自治情報センターとの関係でいっても、それは文字通り丸投げなのでなくて、もともとこちらは施主にあたる訳ですから、きちんとチェックをして県民に対する責任を果

たさなければいけないだろうという風に思います。そして、この仕組みの中で特に問題なのは、2 ページ目に県の審議会のことを少し書きましたが、先ほどのレジュメの中にも書かれていますが、県の審議会というのはどの範囲のことをするのか、対象領域とするのかということを少しそこに書きましたが、住基ネットの仕組みからすると県組織だけに着目しても意味がないのであって、せめて県内の全市町村を対象領域にする、それを念頭において議論が必要だろうと思います。

2 の 6 のところで、運用の実態として県がどういう風にやっているのか、その所を是非見学を含めてその場での説明なども是非していただければと思います。といいますのは、市町村によっては、セキュリティに配慮しているとは言えないような所もあります。で、それでそういうものを見ますと、県で非常に立派なものを作ってもですね、かたや衝立を立てただけとか、ここから入っちゃいけませんよと、線を引いただけのようなもので、果たしてネットワークとして意味があるのか、あちこちの現場を把握する必要があるだろうと思います。そこで県がどのようにやっているのか、我々が議論していく上でも重要だと思いますので是非その現場を見せていただいて担当者の方の説明を伺えればと思います。

次に市町村のことを書きましたけれども、是非この審議会では県庁だけのことではなくて、全県を視野に入れた議論をさせていただきたいので市町村の方まで言及させていただきました。市町村にとっての財政負担ですけれども、これは自治事務ですので、国や県の補助金が出る訳ではありませんし、負担金もありません。市町村は地方交付税でやるわけですけれども、地方交付税法の 1 条によれば、地方交付税というのは本来、行政政策の自由を拘束しない点にもっとも意味がある訳ですけれども、住基ネットに関しては地方交付税から費用を捻出すればいいではないかと総務省から言われている訳で、これは地方交付税法の 1 条からすると、法的な整合性に問題がないかということ。

他の予算を削って住基ネットに充当することを各市町村が自主的に選んだということではなければ、地方交付税法の 1 条との引っかかりが出てくるのではないかという気がします。特に今の合併の議論というのは、長野県でも合併の議論は盛んに行われていると思いますけれども、財政力が弱いから合併をしてパワーアップをなささいというのがひとつの理屈かもしれませんが、もう片方で実勢を抜きにした、しかもどこまでお金がかかるかわからないような事業というのを自分の選択ではなくてしているとすればそれは大変な問題で、地方交付税は、本来自分の自由に使える、自分達が自己決定してそれがうまくいくにしろ失敗するにしろ、個々の自治体が自由に出来るはずのものが住基ネットという全国一律のものに使うというのは非常に筋が通らない。地方分権の流れからすれば、やはり地方交付税というものは各自治体が自由に使えるものになっていかなければいけない訳で、そうした場合に費用対効果を考えた時に大きな都市ならともかく町や村にとって費用対効果のバランスがこの制度はちゃんと取れているのか。

特に来年の 8 月から住基カードを始める訳ですけれども、住基カードをどのように使うのか、どれだけ費用がかかるのか、そのメリット、デメリットについて事前に住民に十分

に説明をした上でないということです、様々な条例は作りました、お金も掛けました、しかしほとんど利用されません。という事態がおこりかねない訳で、今年の 8 月の混乱にあるように、事前に十分な説明をした上でないとはやはりまた住民からこの 8 月以上に多くの反発が出るのではないかという風に思う訳です。

この 8 月のスタートに関しては、全国の自治体、都道府県も市町村もほとんどのところが住民への説明責任を果たしていません。それは日弁連の自治体アンケート、この 3 回目にやったものを見ますと、十分な説明をしましたという風に答えたところの中身というのは、事前に広報で 1 回そのメリットについて説明していますというものだけです。デメリットについて説明しているという所はほんのわずか 10 いくつしかありませんでした。新しい制度を始める時に、しかもそれが自治体の予算から沢山のお金がでるといようなものを始める時に、いいことだけを説明するというのは自治体のあり方としてそれはおかしいと思います。究極的には住民の自己決定ということ認めるのであるならば、こういうメリットがあるがデメリットはこういうものがある、費用はこのようにかかるという説明がきちんとなされてしかるべきなのではないか。住基カードについては来年度予算のところの議論で、議会でも行われると思いますけれども、それは県だけでなく主に市町村で行われることだろうと思いますけれども、そのためにどのような準備を各市町村が行っているか、その条例によって住基カードの利用範囲はいくらでも拡大できるということになっていますけれども、そういったことについて市町村がどのように取り組んで準備しているのか。そういった所も知りたいと思います。

住基カードの利用法としては、この 4 の 1 にも書きましたとおり 3 つあると言われていきますけれども、他の市町村から住民票をとることが出来るということについては、これは名古屋弁護士会の方で県内の調査を今年の 4 月、5 月くらい、2 ヶ月くらいをかけて行っています。そうしましたところが、このような調査をそもそもしている自治体があまりありませんでした。一番大きな名古屋市が調査していませんでした。市民課の課長さんに聞いたところでは、やる意味がないのでやっていませんと。やる意味がないというのは、自治体として、沢山の人のニーズがあるのであればそのための新たな仕組みを考えなければいけないけれども、名古屋市民からは、よその市町村で住民票をとりたいという要望はありません、従いましてそういった調査をしたことはありませんということでした。今後住基カードが出ることによって、そういったものがどれだけニーズがあるのか、そもそも事前にこういったものを調査した自治体は 1 つもなかった、日弁連で把握している限りでは 1 つもありません。もちろん全市町村が答えている訳ではないので、例外的に無くはないかもしれないけれども、おそらくそういった調査をしている所はないだろうと思います。

それから引越しの際に転入先の市町村だけで手続きが出来るとということについても、これは現在でも 1 回だけの手続きでやっている訳で、それが住基カードが出ることによって、1 回だけで済むという説明で納得している住民というのもほとんどいないのではないかと。ということで、利用法というものが住民にきちんと説明ができないと、住基カードの普及に

に関して、自治体が多額の予算を使うということは大きな問題があるのではないかという気がします。ですので、制度そのものは来年の8月に住基カードがスタートしますが、再三申し上げているように、これは市町村の自治事務ですので、各自治体ははたして住基カードをどれだけ普及させる必要があるのかということを中心に調査をしなければいけませんし、県としてはその取組状況について1回ではなくて、やはりその逐次といいますかどういう進行状況になっているかという点を把握して、相互の自治体の情報交換の機会を持った方がいいのではないかという風に思います。

最後に、レジュメに書きましたように、市町村の実情の調査というのが必要ですし、住基カードに関する県民、住民に対する事前説明、これは必要だろうと思います。この8月の1ヶ月間というのは、私は夏休みが1日しか取れなくて、大変悲惨な思いをしたんですけども、それは電話もメールも、メールなども1日100本以上くる。問い合わせもそれは総務省に連絡しても答えてくれない、地方自治情報センターももちろん答えてくれない、市役所や区役所の窓口に行っても教えてくれない、というような人が沢山くる訳です。ということは各自治体で十分な準備が出来ていないうちにスタートしてしまったという面があるからだと思います。しかし住基カードに関しては突然始めるとか、簡単な説明で終わらせるのではなくて、やはり、十分な事前の説明、法律としてスタートはせざるを得ないのは間違いない訳ですから、個々の自治体が実際にうちの自治体は1枚も売れそうもありませんので、当面これは出来ませんという事態が起こるかもしれませんが、それはそれで、自治体の自己決定であってそれが3ヶ月後、半年後にスタートするかも知れませんが、それは一律にスタートさせるというよりも、各自治体でどれだけのニーズがあるかというものをきちんと把握させる必要があるだろうと思います。

(不破会長)

非常に貴重な意見をありがとうございます。いくつかのご提言、問題提起などがあったと思いますけれども少しそれについて議論をさせていただきたいと思います。

まず、1番始めにありました、日弁連として、自治体との相談会をやったところ非常に多くの市町村から相談が寄せられた。それに対して先ほど県としては余りそんな相談は来ていない、というあたりに随分温度差があるような気がしまして……。それはまあ、県の方から出された課題メモという所にある市町村からの提言を県としてどのように聞き、対応していくのかについて検討するということから、県の方も問題意識をもっておられるとは思いますが、まずその点について県としてお考え等ございましたら。

(山本市町村課長)

色々ご指摘がございましたが、市町村からの相談でございますが、私のほうで直接聞いていない部分がございますので、先ほど吉澤の方からも申し上げさせていただきましたけれども、実際に相談に来ている件数というのは、電話が沢山きたり、あるいは私の課の

方に来ていただいたりということもございまして結構な件数が来ているということでございます。もしまた必要でありましたら細かな件数を申し上げます。それから先ほどご説明した中で、どうしてもやはり県のシステム、県のセキュリティがしっかりしなければならないのではないか、という考えということで、条例でありますとか、規程というようなことをご説明させていただいた訳でございますけれども、おっしゃられるように、ネットワークでございますので県だけがしっかりしていても全然ダメだということはそのとおりでございます。市町村の方も一緒に考えていかなければいけないと、それはそのとおりだと思います。先ほど書かせていただいたメモにも市町村との連携でこれからも課題というものを掘り起こして聞いていく必要があるのではないかと考えています。最後の方でもご議論ございましたが、来年 8 月のカードの関係でございますが、カードにつきましても、あくまでこれは自主的に進められるべきものではないかと私も考えておりますけれども、どういったものを入れ込んでいけばいいのだろうかという中身についての相談であるとか、もっと細かな事務的な相談があるかと思いますが、そういったことに対しましては、真摯に対応していきたいと思っておりますし、ご提言にございましたように状況等もできるだけ把握しまして、必要なものにつきましてはこの審議会の方へお示ししていきたいと思っております。

(議長)

はい。ということは、県の方にも電話相談等がいくつか問い合わせがきているということでしょうか。

(市町村課吉澤企画員)

県の方にも電話等の問い合わせは来ておりますし、県の方から説明会を開催いたしましたし説明をしたこともございますし、直接県の方においでいただいて色々相談をさせていただいたりとか意見交換をさせていただいたり、そうした件数は相当数ございます。

(議長)

最初の櫻井委員からのご質問にもあったものと関連いたしますけれども市町村が実際どういところで困っているのか、どのように対応しようとしておられるのか、また対応しきれずに困っておられるのか等について少し調査をいただいて、場合によっては清水委員と一緒に相談会のようなことを改めてやる等も考えていただいて、市町村の状況把握というものをする必要がまずこの審議会の重大な責務ではないかと思っておりますけれども。

(櫻井委員)

市町村の方々はその調査をしていただくことはとても重要なことだと思うんですけれども、その時にぜひ調べていただきたいのはですね、市町村の方々が各々の地区の住民の方

に、さっきも申し上げたことなんですけれども、どのくらいのお金をかけてこのシステムを作っているのか。例えばこのために何人余計に雇いましたと、その人件費、それからランニングコスト、そのアップデートのお金、その他諸々のコストはどのくらいかかります、そしてそれに対して得られるより良いサービスはこういうものです。という説明があるはずなんです。なければならぬ訳なんです、どのようにそのあたりを説明しておられるのかということをきちんと調べていただきたいですね。

その様に申し上げる理由というのは、これは中央政府の方で住基ネットを基にして、電子政府関連3法案というものが通りました、93の行政事務に当初この住基ネットを使うということだったんですが、171項目増えまして264になりました。総務省の方では、これをもっと多くに広げて10,800位の事務全部に使うほうが、これほど何百億円も掛けているんだからそのほうがいいんじゃないかという議論がございます。それで、どういう行政事務に使うのかと聞きましたらですね、例えば自動車の免許の取得とか、不動産登記の為とか、もしくはパスポートの取得というんですが、パスポートの例を考えてみますと、いま必要とされる書類は、戸籍抄本もしくは謄本、それから住民票、これは戸籍の表記がなければならぬものです。それプラス運転免許証とかそういったもので本人確認できる書類が入ります。あと写真とまだ使っていない官製はがき、というものが必要になる訳ですが、このパスポートの取得に住基ネットを使うことが、一体住民にとってどういう形でメリットになるのかというのを具体的に考えてみますと、これは何にもならないんですね。なぜならば、住基ネットには、住所、氏名、生年月日、性別しか入らないんですよ。戸籍は入っていないんですよ。パスポートを取得するにはこの戸籍が要りますし、パスポート取得の時に提出する住民票にも本籍が書いてなくてはならない訳です。ですから、住基ネットですら本人確認をして、パスポート取得の手続きをとっても便利にしてあげますと、これは住民にとってのメリットなんですと言っても、実際に住民は戸籍をとりに行かなければいけないわ、本籍を書いた住民票をとりに行かなければいけないわ、もしかしてドライバースライセンで私ですよという本人確認をする必要はなくなりますけれども、お役所に行く手間暇は同じなんです。ですからこれを住基ネットに使えます、だからこれで便利になりますよという言い方は、正直言って国民を騙すことなんです。住民に対する嘘なんです。ですからこの辺の説明がどうなっているのか、どれだけ住基ネットが本当の意味での住民サービスに繋がっているのかということ、地方自治体の方がきちんと説明しているのかどうか、そのあたりは住民の方々が理解しているのかどうか、理解した上で、では、うちの自治体から年間1,000万円住基ネットの維持のために税金を使ってもいいですよとおっしゃっているのかどうか、それをきちんと調べるのが地方自治の正しいあり方なんだろうと思うんです。

ですからそのような実態を調べる時は、本当に細かく、これは住民サービスに繋がりますよという言い方ではなくて、これこれこういう事務が住基ネットに使われて、そしてこういう風に住民サービスがより良くなりますという風にきちんと説明をした上で、住民

の方々の意見を聞いていただきたいと思うんですね。だから長野県下の市町村のなかで120ほどあるとおっしゃいましたけれども、非常に興味があるのはですね、このために何人余計に人を雇ったかとか、どれくらいの仕事をアウトソーシングしたかとかですね、そのためのお金はどのくらいかかっているのかということも、ぜひご調査いただけたらと思います。それは住民の方にとってもすごくその判断する際の良い材料になるだろうと思うんですね。

(議長)

市町村課の方ではそのような調査をすることは大丈夫でしょうか。調査に当たっては今櫻井委員の方からもこのようなことを是非調べてもらいたいという要望が出されたわけですから。

(清水委員)

先ほどから日弁連アンケートの話は何回もしていますけれども、回答を見ますと、ひとつの回答用紙でもちぐはぐなんです。整合性に欠けるんですね。ABCの3択のところでは無難な答えを書いているんだけど、自由記載欄になると非常に批判的なことを書いている。なぜそうなるのかを自治体の職員何人かに聞いてみましたらば、どこにをつけるかのところは担当課の方で最初付けても上で決裁に回った時に、違う所に印が付いてしまう。でも自由記載欄は最後に職員が書くので言いたいことを書いているんですよ。そういう自治体が結構あるんですよ。実際に1つの自治体の首長さんと担当の職員と両方に会って話を聞きますと、ものすごい温度差があるんです。現場の職員でこの仕組みが良いというのは私は聞いたことがありません。何十もの自治体を回ってもひとつもありません。しかし首長さんに会って話を聞いてみますと小さい自治体であろうが大きい自治体であろうが、分かっている首長さんはこれは問題なんだけどうちの自治体はしょうがないんだよ、という方も中にはいらっしゃいますけれど、多くの首長さんは、法律で決まったことだからというような感覚なんですね。しかし、先端で仕事をしている人はこれは問題だと思っているものを上の方に行ってしまうとそれが薄められていってしまう実情が市町村にもありますので、ぜひこれはどのレベルの方が答えるのかということも、できるならやはりこれは一番リアルに問題を考えている現場の職員が答えるという仕組みでの質問、調査というのをした方がよいと思います。その現場の職員であるならばそれに対して、先ほど櫻井さんがおっしゃっているようなコストの問題にしるリスクの問題にしるんですね、多くの問題について常日ごろ考えていることでありますのでより適切な答えがでるだろうと思います。

(議長)

ありがとうございます。中澤委員の方から、市町村に対する調査という面でご意見をい

ただければ。それ以外のご意見でも結構ですけれども。

(中澤委員)

市町村に対する調査というのは、県が主体で行えという意味ですね。

(議長)

今のお話はこの委員会としてそういう資料が必要だということであれば、県の方をお願いして、調べていただけないかということですが。

(中澤委員)

それはそれで結構だと思いますけれども。セキュリティの話をされているのですが、これはちょっと離れるかもしれませんが、私は情報処理に携わってきている中で、住基ネットというのはネットワークされるという点が非常に違う点ではありますが、それと同時にもうひとつ戸籍も情報処理が可能になりましたよと、そういう中で、それ以外の情報処理を進めてきた段階ではいわば、自治体が自由に、ちょっと表現が悪いんですが、勝手気ままにという時代だったんですね。ところがこの住基ネットにしる戸籍にしる、戸籍の場合は法務省が管理するんですけれども、厳しい指導と言いますか、来ている訳なんです。それまでの情報処理に比べると、非常にセキュリティに関するハードルは高くなっているなということ現場にいる人間としては感じています。自由に進めて来ていた間は、それはどっちかっていうと自治体の裁量の範囲でいた訳ですので、その時代は自治体間ですごい格差というものがあったんです。それと比較しますと、やはり国で一線を示していることはセキュリティは高くなっている。私はそう思っています。

(議長)

セキュリティ関連の話が出ましたが、吉田委員の方からはいかがでしょうか。

(吉田委員)

ネットワークに繋がったことによってですね、いままでその市町村の単位だけでやっていたことが隣もその隣も一緒に繋がってしまうことによって、扱いについての何と申しますかプロセスというのが違っていると、とたんに格差を生んでしまうと言いますかそういうところをポイントとして重視していかざるを得ない状況をネットワークが作ってしまったという点がポイントになるんだろうと思います。例えばその町では小さな貨物自動車の方が必要なのに、国や県のほうからスポーツタイプの高級車を買いなさいと言われて、走らさなくてはならなくなってしまう。その町に合っていない乗り物をどうやって扱うべきなのか、という議論になってしまっている。そもそもその町に合っている物をうまく扱えるようにするための視点というのを考えておかないと、ネットワークというものは繋ってし

まっている以上はそこで閉じて考えることは出来ない。県としても市町村の繋がっているそれぞれの問題を全部カバーしていかないと、どこかひとつの市町村だけがかなり格差のある状態でスタートしてしまうとそこから全てが漏れてしまう、カバーできない状態を、即座に生んでしまうという危険性があるということを思います。

(議長)

今の中澤委員のお話と関連しますけれども、ネットワーク化したことでよりそのハードルは必然的に高くせざるを得ないということがあるということでしょうか。佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員)

今回、県ないし市町村の情報センターでの情報セキュリティに対してどういう体制をとるかという、そういう規程もある訳ですが、今のお話の通り、実はデータというのは、この情報センターをいくらしっかり守っても、ネットワークで全部流れて行ってしまいます。

すなわち中央の地方自治情報センター経由から先ほど93それが264ですか、あるいはもっと増えていくということは、言ってみれば本来なら市町村固有の自治の中で自分達が管理する個人情報なんだけれども、それはそのネットワークに出た段階で、実は市町村のコントロールできない範囲内で、言ってみれば、国からしますとこれはあくまでも地方自治体のシステムですよ、これは全体をコーディネートするだけですよ、というようなお話で、実勢は市町村にあるというようなお話をずっと国のほうはされてますけれども、実態としてみると実はデータは全部中央に流れていって、そこからもう数百という組織に流れて行く仕掛けが出来ている。したがってですね、問題は元である各市町村、県の情報セキュリティをいかに保つかということを一生涯懸命やっただけではダメなので、そのデータがネットワークを通してあちこちに流れていく、そのトレースをどうするか。あるいは先ほど県の方からそういう何処に自分の情報が流れたかということちゃんと報告してもらいたいということを要望するんだというお話があって、まさにそうなんですけれども、それだけではなくて、流れていったデータが本当にちゃんと使われているかどうかという、むしろ手薄な所、末端の所でこの個人情報をどう使っていくか、ここの所に相当メスというか、監視をしないとですね、このデータが言ってみれば無尽蔵にあちこちからいわゆるネットワーク的な不正とかそういうものでなくて、運用の問題として、実は思わぬところでセキュリティ的な弱点があると、そこから全部漏れてしまう危険性があるのでその当りをどういう風にコントロールするかというのが非常に大きな問題になるのではないかという風に思っています。

(櫻井委員)

今、佐藤さんがおっしゃったことはとても重要な問題でございまして、もう自動的に情

報が地方自治体の手を離れて他所へ行ってしまうという仕掛けになっている中で、では地方自治体がそのような危険を察知した時に、自分のところの住民の情報が安全な所に管理されていると思ったらとんでもない所へ行ってしまっているということを察知した時に、その町なり市なり地方自治体は、まず調査をしなければなりません。普通ならば。でもこの改正住民基本台帳法では、地方自治体には調査の権限が無いんです。ですから法律的に町や村というのは自分達でおかしいと思った時に調査することさえ出来ない訳です。じゃあ調査も出来ない、このまま放っておけば被害が広がるだろうということが予測される時に、責任ある首長ならばじゃあこれを切断します、もうネットワークから抜けますといった時に、これを切断する権限も地方自治体には無いですね。調査する権限は実は県にあるわけですね。県知事さんにあるわけですが、県下に 120 も市町村があってその中のひとつひとつがどうなっているか、もしくは長野県だけのネットワークではなく、日本全国のネットワークである訳ですから、3,300 弱のネットワークのなかで何がどうなってるかということは、いくら支持率が高いとはいえ県知事さんが知ることも出来ない訳ですから、これは法律的に見て非常に矛盾と、それから地方自治体に対しては不合理な負担を強いられる体系になっているということをご指摘しておきたいと思います。

(山本市町村課長)

今、佐藤委員さんと櫻井委員さんからご指摘のありました点でございますけれども、先ほどの説明がよくなかったかもしれませんが、資料 2 の 4 ページのところの知事の講ずる措置の所でございますけれども、他県にはこういった規程は無いかと思いますが、2 の(3)でございますが、本人確認情報の目的外利用への対処ということでございまして、実際には指定情報処理機関に対しまして、そこを通してでないとな国の行政機関になかなか言っていくということは難しいだろうと思ひまして、規程の仕振は指定情報処理機関に対して指示権を行使するというような形になっております。それで法律の方では、知事がそういうことができるという規程になっておりますが、目的外利用があると認められた場合には知事がそういうことをしなければならぬという風に本県の条例では規定をしておりまして、これは県民の方の情報ですので必ず何処かの市町村の住民でいらっしゃるわけで、そういった住民の方の情報が出てくるのではないだろうか、あるいは長野県に限らず外の県でそういったことがあって、これは全国的なシステムでございますので、長野県におきましてもそういった恐れがあるのではないかとということがある場合は、この条例の規程によりまして指定情報処理機関を通じて必要な調査なり報告を求めるということを規定しておりますのでそういった形でやって参りたいと考えております。

(議長)

ちょっと私のほうから、条例があるのは確かにありがたい話だと思いますが、実際に条例をいかすという意味で 2 つ問題があると思います。1 つは県という組織が個々の個人の

情報が漏えいなり問題が生じていないかと常に調べようとされているのか、もうひとつは逆に個々の個人の方が、どうも私の情報が色々なところで使われているみたいだと素朴に疑問をもたれた時に、県へ相談へ行けば何か対処をしていただけるのか、それがあって初めて条例がいかされるということになるかと思えますけれどもその点はいかがでしょう。

(山本市町村課長)

今の会長のご指摘でございますけれども、1点目の県の情報が漏れているということは、常に県がそういったことを調べるということは逆に相当プライバシーの侵害ということが有り得ますのでこれにつきましてはそういった目的外利用、漏えい等があると認められた場合とか恐れがあるといった場合にやるといった形でございますので、常時それを積極的に調べて歩くということは事実上現実的にも難しいと思えますし、そういったことは考えておりません。そういったことが認められる状況になった場合、例えば、先ほど申し上げましたように他県でそうしたケースが起きていると、そういった場合には同じシステムでございますので、本県にもそういったことが起きるのではないかと、そういったことでも必要な対処をしていきたいと考えております。

2点目でおっしゃられた個人の方が素朴な疑問としまして自分の情報がどうなっているのかという部分でございますが、これは先ほどの課題メモの中の1点目のところでございまして、そういった要望があるのはある意味当然のことだと思えますし、他県でもそういった要望の例があるということでございます。これにつきましては指定情報処理機関の中にあります協議会のなかで本人確認情報の開示の運用部会といったものがありまして、アクセスログの開示の強化ということを検討していますが、そちらの方に先ほど説明しました吉澤のほうも委員として立候補して、会議のほうに参加しているところでございます。

(櫻井委員)

今お答えを頂きまして、もうすごく心配で、長野県の住民だったらいてもたってもいられないだろうなという気持ちになったんですが、不破会長がご指摘になりましたように、何か不具合が起きています、情報が流出していますということを常にチェックしていて初めてこの条例はいきる訳ですが、それは非常に手間暇を要しますので、県の方ではその予定は無いとおっしゃったからには、現実的に見ますとね、この条例はほとんど歯止めにはならないだろうと言わざるをえないですね。

私たちはコンピューターネットワークというおそらく私達の予想を遙かに越えたダイナミズムの中で機能していくであろうこのシステムを考えるときに、こういう条例を作りました、という文言によって、文言に依拠して安心しているのではダメなんだろうと思うんですよね。文言よりもいったい私達が何をなしうるのか、何が出来るのか、しかもものすごいスピードでこれをやらないとダメな訳で、情報が漏れているということが分かった時

には正直言って遅すぎるのですけれども、大変なスピードでやらなければならないということがひとつあるだろうと思います。

これは、私は皆さんに教えていただきたいのですが、県の条例と国の法律とどっちが優先されるんでしょうか。たとえば条例で、こういったことがあるので県知事が必要な措置を講じますとって長野県下 120 市町村の住基ネットに入れた情報に対して何らかの歯止めを掛けるのか何かの措置をするのかを条例で決めたとして、それは住民基本台帳法とどちらが優先するのかなど。清水先生、法律の専門家の方がお分かりなんでしょうかと思うんですが、なぜこのような質問をするかといいますと、横浜の中田市長さんが総務省は横浜の条例よりも国の法律の方が優先されるんだと言ってですね、最初は横浜の言い分というのをことごとく拒否した訳ですね。ですから長野県がせっかくこのような条例を作ったとしても、条例と法律がどちらが優先されるのかということをお教えいただきたいと思っています。

(議長)

清水さんいかがでしょうか。

(清水委員)

法律や条例の問題は去年のうちから各地の議会や自治体から相談がありまして、どうやったら整合性が持てるかと考えてきたんですが、かなり整合性は持てるだろうと思います。具体的な事例でいうと、今年の 8 月 5 日にもうスタートから約 200 の自治体が接続をしないという状態が起りましたが、あれは住民基本台帳法違反になるのか、総務大臣が接続しなければいけないと言っていた訳ですから、それをさせなかったのは違法なことをさせたのではないかと、という言い方もできるんですが、あれは合法的な説明も出来るんですね。それは国と都道府県は市町村に対し指導することは出来るんですね。住民基本台帳法の 36 条の 2 で市町村長の適正管理義務というのが規定されているんですが、言ってみればそれを示唆する。都道府県や総務大臣はそれを示唆して決定をするのは市町村長、ですから市町村長が最終的に決断をしなければもう 8 月 5 日、総務大臣が接続するなといても接続するということはそれは自治事務だから出来るんですけれども、それに言われたことに対して約 200 の自治体は従った。従ったんだけど法的な命令に対して従った訳ではなくて 36 条の 2 を実行する前提として示唆を受けたので、なるほどなと自分で思ったのでそれぞれが接続をしなかった。しばらくはしなかった。と法的な説明ができるんですね。

中野区なども 9 月 11 日までは接続をしていたんですけれども、それまでの間に総務省とやり取りをする中で、セキュリティ上問題があって、納得できないということで、法律上の解釈としては 36 条の 2 の適正な管理の仕方として、というのは住民基本台帳法の 1 条とか 3 条にもあるように、住民票の適正な管理というのがこの法律の基本的な枠組みで、住民基本台帳ネットワークシステムがない時代から住民票の適正な管理をなさいというの

がこの法律の命令ですから、住基ネットという新たな制度がそこに入ってきたとしても根本的な考え方は変わらないんですね。そのとき自治体同士で見解が対立することがあったとしても市町村事務なので 36 条の 2 に基づいて自分はこういう風に判断しました。ということは法的に合理的な説明ができる訳ですね。ですから離脱と言ってしまうと、私も以前は言っていたんですが、離脱と言ってしまうと法律がある以上は難しいのですが、今接続できるような状況のネットワークではないと、費用対効果の面から、セキュリティの面からいっても、あるいはメリットの面から言っても個々の自治体が適正な住民票の管理という観点から、ないと判断すると、36 条の 2 に基づいてというのはありますし、非常に危なっかしい自治体が、うちはとても管理能力はないよということで、総務大臣に言われるまでもなく自分の判断で 36 条の 2 に基づいて接続をしないというのは法的に説明は可能だと思いますね。

ですから、新たに自治体が法律の他に条例を作って新しい制度を組み込んだ時に、それが住民基本台帳法の基本的な考えに沿っている限りは法律とはバッティングはしないんです。例えば、本人確認情報についての開示請求というのが住民は都道府県知事に対してすることが出来る訳ですけども、それが一体何時何処に提供しているということについては開示請求権は規定されていないんですね。住民基本台帳法には、では条例に基づいてそれを行うことが出来るかと言えばそれは出来るだろうと思います。適正な管理のあり方として長野県はそう考える、市町村の場合は県にお願いするという形での、言ってみれば首長に対する義務規程のようなものを県に求めなければならないというような規定の仕方になるかもしれませんが、都道府県について言えば都道府県は地方自治情報センターに対しては、言ってみれば仕事を預けている先ですから、そこに対して情報提供しなさいということは出来るはずですね。

その制度を作る時にまたもうひとつ問題なのはもともと市町村事務だったので市町村であれば本人が申請をしていた時に渡すだけで済んでいたものが、県の方になると県がセンターに何時どういう風に利用したのかともってきてしまうとその人のプライバシーに関する問題に引っかかってしまうんですね。つまり、どういう国家試験を受けようとしているのか、どういう資格を取ろうとしているのかとかが分かってしまう面がある訳ですよ。ですので個人が開示請求をして県が持っている情報としてのものとしての開示請求が出来るのかどうかというのは難しい問題があると思いますけれども、本人保護という観点からするとやはり市町村と県の連携ですね、やはりその仕組みは作らなければいけないのかなと、観念的に条例で作ること自体は法律に違反することではないと思うんですけども、プライバシーの保護、個人情報の保護という観点からすると、もともと国に対してどういう手続きをしたかというのを市町村や県に知られなくていいことを知られてしまうという面、ここをどうクリアするかという問題は残るかと思います。

(議長)

前半のお話の中で条例の運用に関してはどのような措置をしようとも法律の方でも説明が出来るということだというようですが、市町村課のほうも同じ見解でよろしいでしょうか。

(山本市町村課長)

地方自治体は、法律の範囲内で条例が制定できるというのが大原則です。

(議長)

時間も無くなってきましたので、最初に議論にもなりました県内の各市町村が今どのように思っていてどのような点に困難を感じている、特に費用対効果の面で住民への説明を、これは市町村でもやらなければならない点でもあり、どう説明していいかは、困っている点でもあるとは思いますが、そのような点につきましてぜひ経験のある清水委員と打合わせの上で調査等していただければと思います。よろしですか。

(山本市町村課長)

市町村への調査でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども戸籍住民基本台帳事務の協議会というものがありますので、そういったところとも相談しまして、どういったやり方がいいのか、県だけで一方的に調査項目を決めて市町村へ、ただ流してというのはちょっとどうかと思いますので相談したいと思います。

(清水委員)

日弁連の行ったアンケート結果というものがありますので、委員の皆さんにお配りいただくと、自治体がどんな風な悲鳴をあげているかというのが具体的に分かるかと思っておりますけれども。

(議長)

それから、中澤委員、吉田委員、佐藤委員の方から問題提起のありましたネットワーク化によって情報が自治体の手を離れてしまってその後どのように運用されていくのかを調査する権限は市町村にはなくて、実は知事にしかないという点がございました。これについて、それでは知事としてどのようなお考えか少しお話しただければと思いますけれども。

(田中知事)

条例は私どもで議論をした上で、私が1回失職する前に議会の方でご同意いただき可決しております。今の点に関しましてはですね、逆に私どもが作りましたこの条例の中で、どのような措置ができるのかということ逆をこの審議会又はさらにご専門の方にご示唆を頂いてさらに詰めていきたいと思っておりますが、ただそれを詰める場合において、先

程来ご意見のありました各自治体、私どもはちょうど国との中間にこの場合はございますので、各自治体の現場、及び首長がどのように考えているかという点、今申し上げたように逆に市町村で作っている戸籍住民基本台帳事務協議会、この審議会も保護審議会として設けていますから審議会の方々のご意見というものに則って調査が出来るように私としてはいたしたいと思います。またその調査を行う中においてさらに条例の中の規程で、県知事としてどのような解釈ができるかということ具体的に詰めたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。この審議会は、我々の方から知事に要求をするという面もあります。それが今のご願いというものがひとつかと思えます。逆に知事の方からの諮問も受けて色々な議論もするというのもあるかと思えますけれどもその点について知事はいかがでしょうか。

(田中知事)

そのような形もあるということも十分承知しておりますし、今後逆に皆さんに具体的にご議論いただいたり、ご提案いただきたいと言うことを私から申し上げたいと思います。

(議長)

時間がなくなって参りました。私の不手際で審議事項の(2)の長野県の緊急時対応計画等について、県の方からご説明いただく予定になっておりましたけれどもそれをする時間が無くなりました。申し訳ありませんけれども県の方からこの資料につきまして、各委員の方に送らせて頂いて、その上で県の方から説明をしていただくと、また委員の方からそれに対して疑問があれば質問をしていただくとする形で今日のところは対応させていただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(田中知事)

一点、先程来の調査についてですが、それは審議会としては清水委員が代表なさって、私どもの市町村課と詰めるということによろしいでしょうか。その際にはそれぞれの委員も直接ダイレクトなのか、あるいは清水委員が良い意味で集約されて作られますか。

(議長)

私としては経験のある清水委員にそのあたりはお任せしたいと思っておりますけれども、ではメール等を用いて意見交換をしながら、基本的に調査については清水委員を中心に進めていっていただくということによろしいでしょうか。

各委員了解

ありがとうございました。

それでは時間が参りましたので。

(清水委員)

資料3と4なんですけれども、右隅の方に非公開とか書かれているんですけども、このペーパーを見る限りはですね、一部はこれまでの資料と重複をしていますし、別に目新しいことは書いていないんですね。ですが議論の中身については非公開、後で文字にした時にそれは部分公開なり、あるいは全面公開できるかも知れませんが、このペーパーそのものは、吉田さんと話をして何処が非公開なのかなと、田中知事の所で、なんでこれを非公開にするのかよく分からないなという感じがしたんですが。いらっしゃっている方には資料そのものは見ていただいて、議論の中身は場合によりクローズにさせていただくとかですね、そういう風にした方がいいのかなと思ったんですけども。

(山本市町村課長)

非公開扱いと書かさせていただいた資料は予めご覧いただければということでお配りした資料でございます。内容は確かにそういったことがあろうかと思えますけれども、それはどういうやり方で入退室をするとか、緊急時にどういった対応をするとかという内容でございまして、もっとこういったことをやれとというご意見があれば、それを参考にさせていただこうと思っておりますけれども、そういった内容を一般に公表、公開をしますと、結局緊急時対応計画だとか、セキュリティといった意味が薄れてしまうのではないかとということで県におけるネットワークのセキュリティポリシーと合わせまして情報政策課長と打合わせを行いまして非公開扱いと考えさせていただいておりますのでこれにつきましてはご理解を頂きたいと思えます。

(松林情報政策課長)

この資料3を見た限りでは、具体的な保管庫とかが何処にあるとか、特定されているような場合であればこれはいわゆるセキュリティ上そこが攻撃される、特定の場所として攻撃されるという点では支障があると思えますが、この資料3の範囲で見た限りではそういった所まで書かれてないのでよろしいのではないかと判断しております。

(議長)

そうしますとこの資料3、4は県としては公開してもかまわないということによろしいでしょうか。

(田中知事)

今一度チェックをいたしますが、情報政策課長の松林が申し上げましたように、具体的な見取り図で場所が特定できるような形のような部分がない限りは公開であろうと。

(議長)

チェックは慎重な方が良いかと思しますので、それまでにご結論いただければと思います。

(田中知事)

はい。あと1点、委員の方々の名前等も県のホームページではすべて審議会等公開しておりますし、また議事の内容というものも活字でホームページにアップしているものがあり、私どもの内部の議論として、議会の中継はビデオで流れてございますが、私どもの方には予算を認めていただけなくて、知事会見も同時中継出来ないような状態でございます。この審議会の音声に関しては、大変多くのお問い合わせが政策秘書室の方にございまして、関心が高い会議のようでございます。今日はこのように公開で行っておりますので、もし差し支えなければこの音声に関しても公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

次回の審議会の日程調整については省略しました。

(司会)

以上をもちまして第1回長野県本人確認情報保護審議会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。